

## 令和元年度第2回八千代市個人情報保護制度運営審議会会議録

日時	令和2年2月20日(木) 午前10時から午後12時20分まで
場所	八千代市役所 4階 第2委員会室
議題	(1) 個人情報の漏えい事案について (報告) (2) 八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付事務における要配慮個人情報の収集及び審議会答申別紙類型番号9の改正について (諮問) (3) 地域ポイント制度「ちばシティポイント」実証実験に係る通信回線 (オンライン) 結合について (諮問)
出席者氏名	委員 伊藤義文会長, 三木由希子副会長, 鈴木智委員, 武田登委員, 中臺綾子委員, 橋山弘委員, 本多麻子委員, 三橋洋子委員, 村岡正隆委員
	事務局 法務課長 矢矧博史, 主幹 米ノ井正樹, 主事 三星理, 主事 星彩花
実施機関	戸籍住民課長 山崎さかえ 障害者支援課長 小倉幹雄, 主査 漆原広幸, 主任主事 笠松寛之, 主任主事 平木敬俊 商工観光課長 渡邊久貢, 主査 蛭間寛, 主任主事 二宮崇之
公開又は非公開の別	公開
傍聴人数	0人 (定員5名)

米ノ井主幹 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。  
本会議は、「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」第4条の規定による公開の会議でございますので、傍聴が可能となっております。また、会議録についても公開の対象となるため、録音させていただきますことをご了承ください。  
それでは、開会に先立ちまして、法務課長の矢矧よりご挨拶申し上げます。

矢矧課長 おはようございます。法務課長の矢矧でございます。  
開催に当たりまして、私の方から一言ご挨拶を申し上げます。  
当審議会は今年度2回目の開催となりますが、伊藤会長をはじめ、委員の皆様にはお忙しい中お集りいただきまして誠にありがとうございます。  
また、日頃より本市の個人情報保護制度の運用にご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。  
本日の審議会では、漏えい事案の報告のほか、「要配慮個人情報」の「収集」と「類型の改正」、また「通信回線による電子計算機の結合、いわゆるオンライン結合」の諮問につきまして、ご検討いただく内容となっております。  
いずれの諮問とも本市の個人情報保護制度の運用上、重要な案件でございますので、限られた時間ではございますが、ぜひとも皆様の忌憚のないご意見、ご指摘を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

米ノ井主幹 本日の出席の委員数は9人でございます。半数以上の出席が認められますことから、八千代市個人情報保護条例施行規則第13条の規定に基づきまして本会議は成立となりますことをご報告いたします。  
続きまして、本日の各議題の担当課職員を紹介いたします。

(担当課各職員紹介)

米ノ井主幹 続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。

(会議資料の確認)

米ノ井主幹 お手元の資料に不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。  
それでは、会の進行につきましては、伊藤会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

**伊藤会長** はい、皆様おはようございます。よろしく願いいたします。今日は議題とすると大きく4つございますが、最後の議題3については、資料が当日配布になってしまっておりまして、皆さんたぶん十分に検討しきれてないと思いますので、少し詳しいご説明をいただくというふうに考えております。そのため若干時間を要することになる可能性があるということを予めご了承くださいただければと思います。

それではさっそく議事に入ってまいりたいと思います。

まず議題の1、「個人情報の漏えい事案について」、担当課の方からご報告をお願いします。

**山崎課長** では私の方から、郵便請求事務に係る戸籍謄本等の誤送付に伴う個人情報の漏えいにつきまして、報告をさせていただきます。

最初に経緯について申し上げます。令和元年9月4日水曜日、戸籍謄本の郵便請求に対しまして、発行及び封入担当のそれぞれの職員が請求書と郵送物である戸籍謄本を突合した上で郵送処理を行いました。同年9月11日水曜日、9月4日に郵送した戸籍謄本に基づきまして、戸籍の附票の謄本の郵便請求がございましたので、発行及び封入担当のそれぞれの職員による請求書と郵送物の突合のあと郵送処理を行いました。同年11月1日金曜日、戸籍及び戸籍の附票の謄本の請求者である司法書士より、請求書に記載した者と別人の戸籍謄本等が送付されたとの連絡が入りました。司法書士からの連絡を受けまして、請求書と戸籍住民課が送付した戸籍謄本等の突合を改めて行った結果、同姓同名ではありますが、請求書に記載された本籍地とは一致せず、別人の戸籍謄本等を送付してしまったことが判明いたしました。その原因といたしましては、筆頭者名だけで個人を特定してしまい、戸籍の特定に必須であります本籍地の突合がされていなかったこととなります。

誤送付した戸籍謄本に記載されていた個人情報といたしましては、本籍、筆頭者、配偶者、その戸籍に記載されている子の名と生年月日と性別、筆頭者及び配偶者の父母名、婚姻事項及び出生事項の記載となっております。

誤送付いたしました戸籍の附票の謄本に記載されていた個人情報といたしましては、本籍、筆頭者を含めその戸籍の附票に記載されている者の名と住所及び住定年月日となっております。

担当課、戸籍住民課の対応といたしましては、令和元年11月1日金曜日、請求者に対し、正当な戸籍及び戸籍の附票の謄本を郵送するとともに、誤送付した物の返送を依頼いたしました。同年11月5日火曜日、戸籍謄本等の請求者に返送の事実を電話で確認いたしました。同年11月6日水曜日、流出しました個人情報の当該者宅を訪問いたしまして、経緯の説明及び謝罪をいたしました。併せ

まして、今後何か問題が発生した場合は、戸籍住民課で責任を持って対応する旨をお伝えいたしまして、了承を頂きました。また、戸籍の管掌であります千葉地方法務局船橋出張所へ経緯について電話で報告をいたしました。同年11月7日木曜日、戸籍謄本等の誤送付について報道発表を行いました。同年11月8日金曜日、誤送付した戸籍謄本等の返送を確認いたしました。

最後に再発防止策といたしまして、今後は、郵便請求の処理に当たりまして、発行者と封入者の他にもう一人確認者を設けるとともに、請求書に記載されている本籍及び筆頭者などの欄に突合チェックを直接付けるなど、チェック体制の強化・徹底を図るように現在そういう処理をしております。私の方からの報告は以上になります。よろしくお願ひします。

**伊藤会長** はい、ありがとうございます。ただいまの報告に対しまして、委員の皆様からご質問ご意見等がございましたら、お願ひいたします。三木委員、お願ひいたします。

**三木副会長** 質問なんですけれども、筆頭者名だけで特定なさったということなんですけど、複数同じ名前の筆頭者の方がおられると、複数検索結果が出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、どういう画面構成になっているんですか。

**山崎課長** はい、おっしゃるとおりなんですけれども、戸籍の限定につきましては、筆頭者名と本籍地というような確認方法をいたします。現在端末で戸籍の検索を行いますので、まず筆頭者名で検索をかけますと同じ筆頭者名が何段も出てまいります。その中で本籍地ももちろん確認するわけなんですけれども、段を間違えて検索を押してしまったというかたちになります。端末で同じ名前が何段か出てくるかたちになります。

**三木副会長** じゃあその時の特定で間違いがそもそもあったと。

**山崎課長** あと、これは職員の言い訳になってしまいますし、一因とも考えられるところではあります。郵便処理をしながら、例えば他の電話に人がいなくて出なくてはいけないというようなことがあって、今回は一旦開いたまま電話対応してしまったということで、そこを離れてしまったということがありますが、それはその画面を離れるなら一回閉じて、また最初から検索をし直すようなかたちで処理をしていくのが基本になっておりますので。

**三木副会長** はい、ありがとうございます。おそらく今回はその時点で一番最初のミスが起

こって、そこで特定されているだろうという前提で封入しちゃったってことなのかなと思いますので、その点はよくご承知でいらっしゃると思うので、気を付けていただければと思います。

伊藤会長 その他ございますか。

武田委員 はい、よろしいですか。

伊藤会長 はい、お願いいたします。

武田委員 報道発表が11月7日ですよ、11月5日から一週間以内にされていますけれども、これを受けて市民の方とか関係者の方からご苦情とかご指摘の電話はございましたでしょうか。

山崎課長 市民の方等から質問とか苦情とかは全くございませんでした。

武田委員 はい、わかりました。

伊藤会長 その他ございますか。

村岡委員 はい。

伊藤会長 はい、お願いいたします。

村岡委員 私ども社内で同じような事例があった時の対応について、紹介だけいたしますので参考にしていただければと思います。私ども電話とかインターネットの通信料金を請求する事務がございますが、誤って送付をしてしまうというケースはあります。この場合ですね、もちろん再発防止もそうなんですけども、誤って届いた郵送物は基本、即日社員が取りに行きなさい、というルールを取っております。今回の事例を見ますと、返送いただくという相手方にそれを求めるということになっている、結果的にはそういうことなのかなと思いますので、私たちのやり方を一つ参考にしてはいかがかなというふうに感じました。以上です。

伊藤会長 はい、ありがとうございます。

山崎課長 すみません、それについてなんですけれども、実際に請求をいただきました司

法書士事務所が、岩手県花巻市だったもので、直接行くということができず、申し訳ありませんが、そういう対応をさせていただきました。すみません、参考とさせていただきます。

村岡委員 わかりました。

伊藤会長 よろしいですか。他ございますか。ではすみません、これシステム画面を変更して、例えばその二つの要素をチェックしないと打ち出しができないというシステムに変えた方が、費用が安くなりませんか、人もう一人配置するより。

山崎課長 システム面になりますと、私の方が明るくないものでここで即答はできませんが、そういう提案を情報管理課等に見ますとしか申し上げられないですけれども。画面の検索方法ということになってくると思うんですが、その関連のところこういう案をいただきましたが、ご意見としてそれは可能になりますでしょうかということで、確認を取っていきたいと思います。

伊藤会長 すみません、わざわざありがとうございます。その他ございませんか。よろしいですか。では、いろいろな意見が出ましたので、ご参考にしていただければと思います。議題1については以上となります。

米ノ井主幹 ここで、議題1の関係職員は退席をさせていただきます。

(戸籍住民課長退席)

伊藤会長 では続きまして、議題2に入りますけれども、市長より諮問をされております。諮問書の中に諮問事項が二つ入ったかと思うんですけれども、このうちの諮問事項1の「八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付事務における要配慮個人情報の収集について」、担当課の方からご説明をお願いいたします。

小倉課長 障害者支援課の小倉と申します。よろしく願いいたします。私の方から議題2に関しましてご説明させていただきます。

議題2と書いてある赤のインデックスの次ページに諮問書とかかれた青のインデックスのページをお開きいただければと思います。こちらの諮問書の中ほどをご覧ください。諮問事項1「別紙1の八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付事務において要配慮個人情報を収集することについて」及び諮問事項2「上記諮問事項に伴う、令和元年12月2日付け審議会答申中別紙類型

番号9を別紙2のとおり改正することについて」とございますように、今回、諮問の内容は2つに分かれております。

まず、諮問事項1に関しまして説明させていただきます。議題資料とかかれた青のインデックスのページをお開きください。

まず諮問の趣旨について説明いたします。実施機関は、①法令等の定めがあるとき、②個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いた上で個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認められるときを除いて、要配慮個人情報を収集してはならないこととされています。

八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付事務は、同補助金交付要綱に基づき実施する事務であり、実施根拠が、①法定等の定めがあるときに該当しないため、要配慮個人情報を収集することについて、本件事務の目的を達成するために必要があると認められるかということに関して、皆様にご意見をいただきたく、諮問いたしました。

事務の概要でございますが、本件事務は重度の身体障害と重度の知的障害を持ち、かつ、医療的ケアが必要な重度重複障害者を受け入れる事業所が少ないことから、本市内で生活介護事業を行い、かつ、基準以上の看護師等を配置し、さらに、看護師が行う医療的ケアが必要な重度重複障害者を3名以上受け入れる事業所に対し、基準を超えて看護職員を配置するために必要な人件費及び事務費を補助するものでございます。

要配慮個人情報を収集する理由でございますけれども、本市で医ケアとして定めている16項目について、その多くが医師法上の医行為として定められており、看護師等が医行為を実施するには保健師助産師看護師法の規定により、医師の指示のもと行うこととされております。現在、事業所において医師の指示のもと医ケアが行われているかという点について、医師からの指示書等を補助金交付申請の際の添付書類とはしておりません。

現在は指示書等を必要とする医ケアが必要な重度重複障害者はおりませんが、今後、指示書等を必要とする医ケアが必要な重度重複障害者が利用する場合は、指示書等の確認が必要となります。このため、より適切な補助金交付の観点から、指示書等により指示のある医ケアであることを確認するために、令和2年度の申請分から本市で定める医ケアのうち、医行為に当たるものに関しては指示書等を添付書類とすることを予定しております。

そして、指示書等には、その性質上、重度重複障害者の病歴、障害、医師等により指導、診療若しくは調剤に関する要配慮個人情報が記載され得るものであり、医師の指示書等の添付に伴って収集することになるので諮問いたしました。

諮問事項1について、私からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**伊藤会長** では、質問と意見に分けて話を進めてまいりたいと思うんですが、ただ今の説明或いは制度説明を含めてご質問のある方おいでになりますか。

**村岡委員** 受入れをされる施設さん側は、障害をお持ちの方を受け入れるわけですから、その方の情報、ここでいわれる個人情報というものは元々お持ちなわけでしょうか。

**小倉課長** 施設側に当たりまして、もちろん利用者の方と契約を結ぶような形になりますので、その時に情報等を交えて契約を行っていますので情報は把握していると考えています。

**三木副会長** これはあくまでも補助金交付のためということなので、補助金交付に際して確認のために使いますという範囲で市の方はお持ちになるということですね。

**小倉課長** おっしゃるとおりでございます。

**中臺委員** 3人以上を受け入れる事業所に対してということですので、要配慮個人情報というのは常に3人以上のものが出てくるということなんですか。

**小倉課長** 補助金要綱上、おっしゃるとおり3人以上の受入れを条件としているものですから、最低でも3人分は上がってくると思います。

**伊藤会長** この補助金の交付の対象が看護師の件数相当額ということになるんですね。そうであるとするのであれば、看護師がいます、ということだけでは足りないんですか。施設に3名以上の重度重複障害者がいますということと看護師がいますということだけでは補助金の交付の要件としては足りないんですか。

**小倉課長** 私どもの考えといたしましては、会長がおっしゃったとおり看護師の配置に関して、運営の部分に補助をしているという考えでございます。事業所を信じるか信じないかということになるんですが、医ケアの指示書が本来必要な場合なのに指示書を受け取っていないことがあった場合に、そうした場合には法律上違反することもあり得ますので、それをやはり確認をしなければいけないということで内部的にも検討した結果、次年度分から指示書に関してはもらわなければいけないだろうという判断に至ったところでございます。

伊藤会長 若干観点の違う質問で申し訳ないですけども、実際に勤めている看護師さんが医ケアをしなければ人件費相当額は出ないということになるんですか。

小倉課長 そういうわけではなくて、看護師の配置に関してのことになりますので。指示書に関する医ケアのことをやっているかどうかというと、障害者本人の状況によって毎日やるものではありませんので、例えばやらなかったからといって人件費の補助をしないということはありませんので。配置に関してなので、看護師はいつも最低3人以上はいるような形になりますので、医ケアをやるやらないに関係なく補助をするような形になっております。

伊藤会長 指示書の提出を要請した時に指示書が出てこなかった場合、全ての指示書を提出させるんですか。

小倉課長 補助金要綱の中で別添ということで16項目を定めている部分があるんですけども、実際には指示書が必要でないものも16項目の中には含まれておりますので、指示書が必要なものになる場合には提出を求めるような形になります。

伊藤会長 かなりの数になりませんか。

小倉課長 実際には今16項目のところになっておりますので。

伊藤会長 それにかかる3になるわけでしょ。これ年に1回ですよ、補助金。そうすると365日分がいちどきに市にやってくるというそういう話なんですか。

小倉課長 日々のものではなくて、実際指示書というとかかりつけの医師の方が看護師の方にこういうような手順でやりなさいという指示書になりますので、この日はこうやりなさい、この日はこうやりなさいということではなくて、1年間このようなやり方でやりなさいというものになるので。基本的には1人の方で、言い方悪いのかもしれないですけども、もしその障害者の方が16項目全て該当するのであれば16種類の指示書があり得ると思うんですけども、そこまで該当しなければ1人当たり3、4種類の指示書になるかなとは考えております。

伊藤会長 私からの質問は以上なんですけど、ほかに追加で何かお聞きになりたい方いらっしゃいますか。それぞれご意見ありましたら、積極消極いずれでもかまいません。

ん。質問込みでも構いませんのでお願いできればと思います。

**武田委員** 2ページの別紙1ですね。ここに個人情報取扱事務の名称が書かれて、個人情報の取扱いが項目別に整理されてると思うんですよね。個人情報の対象者の範囲の中で先ほど事業所に勤務する看護師うんぬんとおっしゃって、医療従事者の個人情報、例えば看護師さんの名称とか、特に大事なのは免許をちゃんと持っておられるか。たぶんこれは補助金なんかの場合ですと不正受給とかの確認が必要になってくるのでそういうことだと思いますけれども。かつ、その事業所に通所する者が対象者の範囲だと。今言った16項目が指示書の中に出てくるから、要配慮を取得することについてよろしいかという趣旨でよろしいでしょうか。

**小倉課長** おっしゃるとおりです。

**武田委員** したがって、従業員たる医療従事者と入所者両方の情報ということでよろしいでしょうか。

**小倉課長** はい。

**伊藤会長** 看護師に関する要配慮個人情報とは何ですか。

**小倉課長** 看護師に関する要配慮情報といいますか・・・。

**武田委員** そこは個人情報ですよ。

**小倉課長** そうですね。普通の個人情報です。今おっしゃっていた看護師の免許とかですね。その写しになります。

**武田委員** 要配慮ではないですね。

**小倉課長** はい。

**中臺委員** お話の趣旨は理解したつもりなんですけれども。医ケアの指示書が必要だということも理解したんですが、こういった重度重複障害者の方というのは、通所されるに当たって、いろんな障害者支援課とそれまでのお付き合いがあるかと思うんです。あと様々な他の支援を受けるに当たって出す提出書類があったり

とかすると思うんですけども、今回の交付金の申請に当たっていわゆる医ケアの情報を新たに提出するということは、他の業務においても医ケアの情報を持っているならばあえてそこで事業所から出させる意味というのはあるんですかね。こういった支援をするに当たってはなるべくスムーズかつ簡略な申請が必要になると思うんですけども、それと医ケアの指示書を出すということが、ちょっと相反する部分というか、業務を複雑にすることにつながるんじゃないかなと思うんですけどもそのあたりはどうなんでしょうか。

**小倉課長** 私ども障害者支援課の中では、障害者の情報に関しましては重度重複の部分ということで、条件となっている身体障害者手帳の重度の方、知的障害者の重度の方、障害者手帳の情報は把握しているんです。障害の状態の把握はしているんですけども、医療的なケアをどういうことをやっているのか、人工呼吸はわかってたりするんですけども、喀痰吸引をやっているとか細かい部分については把握ができておりませんので、その部分、細かい部分についてはやはり把握する必要があるだろうと。色んな書類を個人情報のこういう時代の中で受け取るのもどうなんだというところはあるんですけども、やはり補助金交付に当たって、きちんとした支出をしなければいけないと考えると、指示書、最低限の部分にはなりますけども、そこは受け取らなければいけないという風には考えております。

**武田委員** ちょっとめんどくさい議論なんですけれども、個人情報自体行政機関として保有するということに対して今やってますけれども、当然条例自体、また県の条例も含めて、事業者の情報ということでこれ自体は事業者の情報をこちらがとるという形になりますよね。

**小倉課長** はい。

**武田委員** そうすると事業者自体が、当該人の自己情報についてそのコントロールに配慮しているかどうかということも本当はあるかなという風に思うんですけども、そこはめんどくさい話になっちゃうんですけども、そういった制度の中で支援を受けていくということであれば多少やむなしということですけど。考え方によってはセンシティブデータまで取ってどうのこうのとお考えになる方も中にはあるかもしれませんが、その目配りというか、事業者自体が個人情報を慎重に取り扱っているかどうかの確認も必要になってくるかなと思います。それは個人情報所管課の方も当然リンクしてくる話だと思いますけどね

**小倉課長** 事業所の個人情報の管理はもちろん徹底しなければいけないところなんですけれども、社会福祉法人の監査を所管するのが県になってくるんです。例えば市内に本部がある法人とかであれば、所管が私どもの健康福祉課と担当課の障害者支援課で法人監査ということで、個人情報をきちんと取り扱っているかとか、法人の運営部分の監査というのはやるんですけれども。現段階でいえば支出している、社会福祉法人佑啓会というところなんですけれども、実際の本部は市原市になりまして、県内に広く事業所を展開しているので、法人監査の所管は県がやるような形になると思うんです。なので、県の方で例えば個人情報のところの監査をしたいと思いますので、そこで万が一個人情報の取扱いの不備の指摘がもしあったということになればですね、県の方から情報はもらえるようになると思いますので、そのうえでそこは検討・徹底はしていかなければならないなどは考えております。

**三木副会長** これは目的としては補助金の条件に該当するかという確認で、これまで実績がないということだったんですかね。

**小倉課長** 現時点ではですね、先ほどお話しさせてもらったとおり、16項目の中でも医師の指示書が必要でない病状もあるんです。現段階での利用者では指示書を必要とする人がいないんですけれども、次年度以降の利用者というのが特別支援学校の卒業生が卒業後に利用する施設になってくるので、そうなった場合、今後指示書の必要のある方が利用することもあり得ますので、そういったことも含めて諮問させていただいたところでございます。

**三木副会長** そうするとその16項目の中で該当するものを受けている利用者さんはいたけれども、指示書が必要な案件はなかったということですよ。もし指示書が必要な場合については、聴取する予定であったのか、それとも今後適正な補助金運営のためにやはり必要があるというご判断になったのか。後者の方ですか。

**小倉課長** 現段階ですよね。

**三木副会長** 今特にそこを決めていらっしゃらないということですよ。指示書が必要な医ケアを受ける方がおられた場合には、特にその提示は求めずにこれまでは判断をするという前提で動いていたとうことですか。

**小倉課長** 実際には指示書が必要な方なのかどうかということは、書類上でいただいて

おりまして、16項目のうちどれにあたるかというのはもらってはいたんです。その中では指示書をもらわなければいけないような該当の方はいなかったんですけども、今諮問させていただいるのが来年度からという形でお話しさせていただいてもらってますけれども、今年度まだ1か月半ありますので、今年度中にもし医ケアの指示書が必要な項目に該当する場合にはですね、もちろん個人情報保護条例とも照らし合わせなければいけないですし、法務課とも相談しながら、場合によってはまた審議会に諮るなどして適切な対応をしなければいけないなどは考えております。

**三木副会長** そうするとこの補助金申請の交付要綱なんかも改正していくということですか。今だとその他市長が必要と認める書類ということで、たぶん聴取しようと思えばできたのを、明確に出してくださいというふうに各施設さんにもお願いをすることになるということですか。

**小倉課長** 現在補助金要綱の改正は考えておりませんので、今委員おっしゃっていたとおり、市長が必要と認めるという部分の中で求めているとは考えております。今後指示書の部分をどのように求めていくか、補助金要綱の改正に関しましては来年度予定しております、その中でどういうふうに謳っていくのかは検討していきたいと考えております。

**三木副会長** 要配慮個人情報ですと基本的に原則収集禁止で例外的なので、集めますよということは補助金の要綱とか申請段階とかのところではっきり明確にしておいて方がよろしいのかなと思いますので、是非ご検討いただければと思います。

**伊藤会長** 私の方からいいですかね。本当は議長があれこれ言うてはいけないんですけど。繰り返しになって申し訳ないんですが、今回の補助金というのは、基準を超える看護師さんが配置されている人件費相当額ということになるんですよね。その看護師さんが医ケアをやる看護師さんだからという理由、それが要件の一つになってるんですよね。その医ケアの中には医師法上医師の指示書に基づかないものも入っているんですよね。

**小倉課長** はい。

**伊藤会長** これまでなのか現段階なのか、そこは今定かではないんですが、指示書が必要のない医ケアを受けておられる重度重複障害者の方の入っている施設への補助金の交付の実績はあるんですよね。

**小倉課長** 現段階では補助金に該当する施設は市内にはありません。やはり今補助金の口上では重度重複障害者の方の3人以上の受入れという形で条件にしているんです。実際に重度重複障害者の方というのは、車いすの方とか状況によってはストレッチャーに乗っている方とか、結構1人当たりのスペースを十分確保しなければいけない状態なんです。そうするとある程度広いスペースになってくる事業所というに限られてくるところがありまして、現段階では市内では1人ぐらいただったら受けられるということとは聞いたことはあるんですけども、補助金要綱に該当するような3人以上というのは今補助金を出している社会福祉法人佑啓会だけにはなっております。

実際に市内の方が特別支援学校を卒業した時にどこに行くかという、佐倉市だとか船橋市にはそういうちゃんとした施設があるのでそこに結構行くような形で、30年4月からこの施設が出来上がったところなので、今ようやく集まって来ているという状態です。

**伊藤会長** 指示書がいない医ケアだけを受ける重度重複障害者の方と、指示書が必要な医ケアを受ける必要のある重度重複障害者の方の振り分けというのは、いるかないかという問題に関してですね、その情報というのは担当課の方で入所時点で持っておられるんですか。

**小倉課長** 私ども担当課の方では、生活介護事業を利用するに当たって支給決定を行うんです。障害福祉サービスの支給決定を行うんですけども、その中では実際に医ケアが必要な方、こういった内容の医ケアが必要だという中身までは正直わからないんです。なので実際に事業所と契約をするときに、親御さんから私の子供はこういった状況で、何時間かに1回端吸引やらなければいけないとかそういう状況がありますので、そこで分かるような形になります。

**伊藤会長** 何を伺いたいかというと、医師の指示書の補助金交付申請の中での位置づけが実はあんまりよくわからないというところなんです。というのは、指示書がいない医ケアがある場合、それだけをやっている場合には指示書出てこないです。それでも補助金交付申請があった場合には、他の医ケアをやっていたという前提があるのであれば補助金出しますよということになるわけだし、万が一医ケアをやらないという話になったとしても、そのためのスタッフさんを配置しているのであれば医ケアやりますよということになるわけですよ。そうすると指示書があってもなくても、結局出るんじゃないですかということになりかねないですよ。補助金の交付の要綱との関係でどういった場合に指示

書を要求するのか、本当はその辺を明示しておかないと知らない個人情報をとってしまっているんじゃないかというところを一番危惧しているんですよ。そこは現状どのように理解をされていますか。

**小倉課長** 今会長さんがおっしゃったように実際に障害者によって指示書が必要である子、必要でない子いるとは思いますが。例えばAさんがいて、16項目の中で二つ三つ医ケアの項目に該当するとして、指示書が必要なものと必要じゃないものがあると思うんですね。具体的に言うと、私どもで考えているのはバイタル管理だとか、浣腸でも市販の浣腸をするような場合は指示書がいらないというふうには私たち考えておまして、そういったことしかしていないよということであれば指示書は上がってこないんですけども、例えば痰吸引やっただけでも指示書が上がってこなかったということになってくると、そこは私たちがきちんと把握しなければいけないところになってはくるので。必要に応じて現地調査なりを行うに当たって、実際にどういうことをやっているのか目で見てわからないといけないとは思いますが。口頭とか書類だけでは何も判断はできないと思っておりますので、補助金なので現地調査は原則やらなければいけないと思っておりますので、そこを行うに当たって状況を見たとえでその場で資料なりを求めて、この子はこういう状況というのをきちんと目で確認したうえで判断していきたいと思っております。

**三木副会長** 私の理解だと指示書がないとできない行為を指示書なしでやっているとなれば適法でない状態になる可能性があって、それに対して補助金交付という判断がしにくいので出しますっていうことなのかなというふうに理解したんですけども。そうではないんですか。

**小倉課長** 指示書をもらうことにしたっていうのはもちろんそれは前提になるんです。本来指示書が必要なものに対して指示書をもらわずに施設で看護師が痰吸引、人工呼吸をやっていたとなると法律上で違反することになってくると思いますので。それは当然やってはいけないことなので、そこを現地調査を含めてちゃんと確認しないといけないと思っております。

**三木副会長** ただそれは基本的には補助金を交付するかしらないかの判断に際してのみ行うということで、監査はさっきおっしゃったとおり、別のところとか別の担当になるので、そういう趣旨ではないということですかね。なので補助金交付の申請を認めるかどうか、金額としてその金額で出すかどうかということ判断するためにその条件の一つということですか。

小倉課長 おっしゃるとおりで補助金を交付するに当たって、きちんと適法な状態でやっているかどうかというのは確認しないといけないので、そのための現地調査になるかと思います。

三木副会長 ありがとうございます。

伊藤会長 今の三木委員の質問に関連してなんですけれど、指示書なしで看護師が勝手にやっちゃうと医師法違反かなんかになるんですよね。医師法違反をやっている施設には補助金交付しませんよというのは要綱に書いてあるのですか。

平木主任主事 今の点に関しましては要綱の中には書かれていないのですが、看護師がもし指示書なしで医行為をやってしまった場合、医師法違反ではなくて保健師助産師看護師法違反になるのですが、要綱的にいいますとそこは入っていないんですけども、市の方に業者への指導権限はないですが、そこは適正にやるように助言するというを予定しております。

伊藤会長 それで補助金の交付を止められるんですか。

平木主任主事 補助金の交付そのものに関しては今の状態では止めるのは難しいかなと考えております。

伊藤会長 そうであるとすると、むしろ指示書も出てないのに痰吸引やりましたというように、本来指示書が必要な行為をやりましたという実績が出てきたこと自体が虚偽申請だから、それだから補助金交付できないという、そういう判断として使うのかなと私は思ってたんですけど、そっちではない。

小倉課長 もちろん事業所の方が虚偽の申請をしたということになってくると、虚偽申請になってくるので審査の段階で・・・。

伊藤会長 それはもう交付規則で蹴れるでしょう。

小倉課長 はい。そういうふうには考えております。

伊藤会長 どっちで使うのかな。両方で使うということですか。今、三木委員が質問でおっしゃっていただいた内容、どう使うかということ、私が最後の質問で申し上げ

た内容で、ある意味反対方向からの使い方をしているんですけども、その両方でお使いになるということなのか、いずれか一方なのかどちらですか。

**小倉課長** 現段階では両方の意味で使わなければいけないとは考えております。

**中臺委員** 2点お伺いしたいことがあって、ここでいう医師による指示書の医師っていうのは法人が抱えている医師なのか、利用者さんが法人とはまったく関係なく普段からかかりつけ医が設置されている方の医師なのか、そこはどのような風に把握されているのでしょうか。

**小倉課長** 事業所にも嘱託医という形で医師はいるんですけども、実際には嘱託医の方というと障害者一人ひとりのことは、おそらくなかなかわからないと思うんです。なので一番想定しているのは、かかりつけの医師がいらっしゃると思いますのでその方から書いてもらうのが前提かなとは思っています。

**中臺委員** となりますと利用者の方はかかりつけ医に指示書を書いてくれとお願いをして、出されたものを事業所の方に提出するような形になるんですか。

**小倉課長** おっしゃるとおりです。

**中臺委員** もう1点なんですけれど、先ほど今回対象となる法人の本部が市原にあると、例えば特別支援学校を卒業された方は船橋とかに行かれるということなんですけれど、他の自治体においてもこういった交付金やられていると思うんですけど、そういうときにも医ケアの指示書というのは提出されているんですか。

**小倉課長** まるっきり同じ補助金を出しているというところは近隣ではなかったんですけども、同じような重度重複障害者の受入れ、医ケアは関係なくですけども、そういうのはあったりはしたんです。やっぱり補助金要綱を見ると指示書の提出は必要書類として謳ってあります。

**鈴木委員** 確認の意味でもう一度お聞きしたいんですけど、まずこのなぜ必要かということなんですけど、今通常の重度重複障害者がいない施設があるとしますよね。そこに3名入る方がいるとします。入ることによって看護師の方が足りませんよと。今いるメンバーではちょっと足りないんで、その看護師さんを配置するための人件費を補助金として賄いたいので、それで申請するとうことですよ。その時にこの個人情報が必要だという、それを出していただきたいというまあ証

拋書類ということなんですよね。そういった意味で欲しいということをごちらの会で審議してほしいということによろしいですか。

小倉課長 そうですね。

三橋委員 現地調査というのは、年に何回なさるのでしょうか。いつごろとか。

小倉課長 年に何回とかいつ頃というのは特には決めておりませんので、必要に応じて、書類の中身を見たときに疑義が生じた場合とかにはその都度連絡を取って、電話で済むこともあるかもしれないですし、必要によって現地に行ったりという形になるので、年に何回とかそこまでは決めているところではありません。

三橋委員 八千代市にそういった3名以上の施設がないっておっしゃいましたけど、今後出てくる可能性はあるんですか。

小倉課長 今市内で生活介護事業所が11か所あり、法人の中でも大きい小さいがあるんですけれど、大きい法人に関してはこういった補助金のできたので看護師を配置した場合には補助しますよという案内はしているんですが、先ほどお話しさせてもらったように、3人以上重度重複障害を受け入れるという結構なスペースが必要にはなってくるんです。今の法人の事業所のスペースを見るとおそらく改築なりでスペースを広げないとなかなか難しいということがあるので、現段階では私の方にはやろうかなという意思というのはまだ聞いてはいないです。

伊藤会長 だいたいご質問ご意見が尽きたようなんですけれども、まず今回の諮問事項の1の方ですね。要配慮個人情報の収集に関してなんですが、これはよろしくないのではないかとお考えになっている委員の方はいらっしゃいますか。

村岡委員 これでいいんじゃないかというご質問ですか。

伊藤会長 これでいいのではないかと。はい。ここに問題があるというようなご意見若しくはありましたら。

(意見なし)

伊藤会長 では答申としては個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があ

ると認めるという方向で、あとはこちらで審議会として附帯的な意見を述べるかどうかというところになろうかと思うんですが。先ほど意見として明確に出ているのは、要綱を改正して医師の指示書を必要書類とするんだと。それが出ている場合ということにきつとなると思うんですが。そういった形で明確化すべきであるというご意見がありました。これをまず答申の中を含めるということについてご意見のある方はいらっしゃいますか。

(意見なし)

**伊藤会長** では入れたほうが良いということですかね。ではその点に関しては審議会の方の意見として入れさせていただくと。その他にこういった意見を入れておいたほうが良いのではないかという意見ございましたら伺いたします。

(意見なし)

**伊藤会長** よろしいですか。ではその1点を加えることとして、結論としては先ほど申し上げた結論で答申をする方向で答申書の作成にかかりたいと思いますので事務局の方よろしくお願いします。その他ただ今の議題2に関しましてございましたら。

(意見なし)

**伊藤会長** よろしいですか。それでは議題2のうちの諮問事項2ですね。諮問書の方ちょっと見ていただいて。上記諮問事項に伴う令和元年12月2日付け審議会答申中別紙類型番号9を、別紙2というのがついておりますけれども、改正をしたいということに関する諮問でございます。こちらの方も実施機関の方からご説明をお願いします。

**小倉課長** 私の方から諮問事項2について説明いたします。諮問書と書かれた青のインデックスの資料のうち、3ページ目をご覧くださいと思います。

こちらは、令和元年12月2日付けで貴審議会から受けた答申中、別紙類型番号9の新旧対照表を作成し、お示ししたのになります。今後、本件事務と同様の性質を持つ事務が発生した場合に備えて、類型の改正をお願いしたいと考えております。

主な改正内容といたしましては、本件事務により新しく収集する必要性が生

じた「病歴」,「医師等による指導, 診療若しくは調剤」の2項目を追加する改正になっております。

私からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**伊藤会長** 諮問書添付の資料の4ページから始まります答申と類型があろうかと思うんですけども、ここに書いてあるような類型に関しましては、当審議会の議を経ることなく市の方でご判断をいただくという形で要配慮個人情報の収集を開始するという形になる。そういう意味で審議会の役割分担の一部を市の方に任せると。今回は取得情報項目が増えるという諮問でございます。この点に関してご質問等ございましたらお願いします。

**橋山委員** まず類型のところで表現の問題ですけども、補助金等の給付事務のところで、冒頭に重度障害者を対象とする生活介護事業への補助金という文言をちゃんと入れた方がいいのではないかとというのが一つです。それと右の欄の収集する理由又は必要性の2行目のところで、障害者雇用等の補助金・・・とありますが、障害者雇用の補助金ではないのではないかと。要するに、さっきからずっと話が出ている施設への補助金に対してのことではないのかということですね。それと、これも表現の問題になりますが、その先のところに、当該要件に定められたものについてとありますが、当該要件って何なのか。また、この文章が必要かどうかをご検討いただきたいのと、最後のところの必要がある場合があるというのも日本語的におかしいので、必要があるだけでいいのではないかと思います。ちょっと細かいところも含めてですが、その辺が気が付いたところですよ。

**伊藤会長** 橋山委員の方で対案はありますか。こうした方がいいんじゃないでしょうかという。類型の部分に関しては冒頭に文言出してください。それと収集する理由又は必要性のところの障害者雇用等の補助の部分に関しては障害者等の入所施設ということになるのではないかとということでしたね。

**橋山委員** そうですね。

**伊藤会長** 最後のところの必要がある場合があるという一番末尾の部分ですね。これは場合があるというのを削った方がいいということでしょうか。

**橋山委員** 削った方がいいということですね。

伊藤会長      ということなんですけれども、担当課の方ご意見ありましたら。

小倉課長      こちらに関しましては、もともと障害者雇用等の部分で含めているという形で考えておりましたので、実際この表現に関しましては法務課とも調整しないとはいけないのかなとは思っておりますので。

伊藤会長      法務課の方から何かご意見ありますか。

三星主事      一番最初の補助金等の前にある程度明確にという話なんですけれども、明確にしてしまうと、補助金というのも結構性質が分かれるものもあるので限定してしまうとやっぱり読めないということもあるので、そこはちょっと慎重に検討したいなということもあるんですけれども。当該要件に関しましては給付要件のところを示していると考えております。あと場合があるについては、もしとった方がいいよということであればそのように対応させていただくことも可能です。

伊藤会長      今の担当課の説明を前提にすると、類型の部分では給付事務というものがおそらく一つ対象事務のカテゴリーとしてあるんだろうと思います。この類型というのは、一定のカテゴリーに入る事務についてはとりあえず審議会の議を経ずにそのまま収集を始めてもらいましょうというもので、ある程度枠として決めるもの。具体的にこの事務という形では決めないということになります。それをやると確か数百という事務がやってくるはずなので。そこは少し幅を持たせましょうということになっていると思うんです。逆に障害者等の事務に限定すべきではないか、この類型としてはそこに絞るべきというご意見であれば、今のようなご意見というのも一つ考えられるところではあります。

ただ、もう少しその給付事務、例示として補助金等というお金を払うこと、あとは現物支給もあり得ると思うんですけれども、そういった市の方が何かを住民の方に給付をするという事務が対象であるというのが前提ということで理解すればいいのかという風に思います。

その次の障害者雇用等という部分に関しては、障害者雇用に限らず、先ほど申し上げた福祉系の給付事務という趣旨なんだろうと思われるんですが。補助金等の給付をするためには給付の要件というのがあります。この要件に合致しなければ給付はできませんというのをあらかじめ自治体の方で定めている。その定めているものに該当するかどうかというのを、実際にやっていることの間で判断するわけで、その時のその資料としてここに書いてある情報というのが必要になってくるケース、要件そのものを書いてあるからという場合もあれば、

その要件該当性を判断するために集めざるを得ないという場合もある。これが補助金の交付事務に関して全部の場合に在るかという点、全部ではないので最終的に場合があるという文言がついているのであろうと思われる。

私の説明が正しいかという問題もあるんですが、一応一つの前提としてご理解をいただいた上でさらに議論を進めてまいりたいと思うんですけども、何かございましたらお願いできますでしょうか。

**三木副会長** もともとこれって類型上は特に障害者に対する支援とかは前提としていないんだけど、理由・必要性の中で障害者とか障害に関する個人情報収集することになっていて……。障害に関する個人情報収集の必要性としては、障害者関係の支援に関する補助金という枠で元々考えていたという理解でいいんですよね。障害に関する個人情報集めることをここで決めたわけですよね。その対象として補助金の中で特に障害者雇用等の補助金については障害に関する個人情報集める必要がありますという前提で動いているという理解でいいですか。

**伊藤会長** 障害に関する何らかの補助金であるのか、それともそういう話を全く取っ払ってとりあえず補助金という話なのか、そういう理解でいいですか。

**三木副会長** 理由と必要性のところでは一応障害情報集めるというところで必要性を書いているということですよ。類型のところの補助金等という部分がそもそも障害者支援という類型に縛られるつもりで書いてらっしゃるのか、それとも障害情報がセンシティブ情報なのでこういう説明で理由と必要性が入っているのかどちらになるんですかね。

**三星主事** 類型を定めたときの中身がですね、商工関係の企業に対する障害者雇用の支援と保育園や幼稚園関係で補助金を出すときに障害を持っている方を通わせているところに対する補助ですので、三木委員のおっしゃるような障害者支援という枠のもので当初作られているということになると思います。

**伊藤会長** 障害者という一定の要件の縛りがあるものについてだということですか。

**三星主事** はい。

**伊藤会長** ということなんだそうです。

三木副会長 障害者雇用等という例示だけが出ると今回のようなものが含まれるかどうか  
がわかりにくいという問題があって、先ほどのようなご指摘になるのかなとも思  
うんですけれども。

橋山委員 非常に大きな捉え方と、みんなで議論した中でのもっとこう絞ったところにな  
ってくるとそう捉えちゃうんで。

伊藤会長 そうですよ。その文言は調整した方がいいかもということですね。

三木副会長 今回もともと障害者雇用以外も入っていたということになるんですよ。

三星主事 はい。保育園の関係の補助金というのが入っておりましたので、もともと等で  
読んでいたというところはあるんですけれども、雇用というところを前面に出  
してしまうと障害者支援の範囲の中でも誤解が生まれやすいということであれ  
ば、例えば障害者に係るですとかそういった表現に変更させていただくとい  
うのは検討させていただければと思います。

三木副会長 そうですね。障害者の支援に係るとかそういう風にすると誤解が少ないかも  
しれないですね。

伊藤会長 難しいですよ、この辺りの作り方が。障害者の支援というと直接支援なのか  
間接支援なのかみたいな話がきっと出てきて、支援だっていえば両方入ります  
というふうに読もうと思えば読めるでしょうし。今の話は一応それでよろしい  
ですかね。

三木副会長 はい。あともう1点。先ほどの場合があるということで、橋山委員からもご指  
摘ありましたが、ほかの類型だと基本的にそういう表現は使っていないとい  
うのはありますよね。他の類型だと必要がある場合があるという形で表記をして  
いるところはないかなと思うので、確かにやや違和感があるというか。ただ今回は  
必ず収集するとは限らないという類型として先ほどの案件を挙げていただいて、  
現に今はないということですので場合があるというふうに書いていただいたの  
かなとは思いますが、場合があるというよりも必要があると認めるとき  
とかであれば、そういう場合についてだけは集めますということにはなるのかな  
と思うんですけれども。他のところも必ず集めないけど該当する場合集めますと  
いうような想定がされている類型ってあるんですけど。

三星主事 はい。あります。

三木副会長 その時にみんな必要があるという表記になっているということですかね。

三星主事 おっしゃるとおりです。

伊藤会長 見た限り確かにそうですね。場合という言葉の別のところに使えばいいのか。もうちょっと上の段階でこういう場合には必要があるという書き方をした方が日本語的にきれいかもしれないですね。

三木副会長 要件に該当するか否かを確認するために条件が入っているので場合があるはあってもなくてもいいのかなと思うんですけども。つまり該当する場合には出してくださいねって話になるような言葉の縛り方にはなっているので。なくてもあまり影響はないかなと思います。

伊藤会長 なくて読み切れるか。文書そのものがややこしくなってしまう。

村岡委員 これって一応こういう文面を考えるに当たって、やっぱり法務課の方でこういうの専門にやられているわけでしょうから、一応数学的にはこっちの方が正しいとかそういうことなんじゃないのかなというふうに私は把握したんですけどね。

武田委員 今三木委員がおっしゃってる、20までの類型を作って大半が語尾は必要であると。実際これは収集される人にとって必要なんですよということに重きを置くのか、そういう場合があるんですよという一般論として提示するかということになってくると、これはあくまで収集される人にちゃんと説明することがメインであると。なぜ個人情報を収集するんですか。役所というのは何でも個人情報をとるけれどもなぜとるんですかということに対して、こういう理由で必要なんでとらせていただきますということだと思っただけですね。一般論の個人情報のうんちくを言ってるわけではないということ考えると、はっきり必要があるとした方が。それじゃないと、全体をまたもう1回見直して語尾調整しなきゃなんなくなっちゃうよというのはどうなんだろうと考えると、まあ必要があるという形はよろしいかなと考えます。

伊藤会長 武田委員のご見解としては、端的にこの場合があるという文言を削ってしま

えと。

**武田委員** そうですね。必要があるということで他の書きぶりと調整した方がよろしいんじゃないんですかと。確認するために必要がありますということを集められる側、自己情報をお持ちの方に対して説明するという趣旨がこの類型の一覧表の解釈だろうと思います。

**伊藤会長** ちょっとややこしい理屈の話で恐縮なんですけれども、補助金を出すに当たってこういう条件ねと定めた要件がある。その要件に当たらなければ当たりませんなんですけど、要件に当たるかどうかのところでは病歴だ障害だ医師による指導・診療・調剤だという情報が、それを判断しなきゃいけない場合にやるわけで、それ以外の時は当然必要ないわけですよ。という話にきつとなるので、そこをある程度そういう場合と限っておく必要はたぶんあると思うんですね。

**武田委員** それは全体の方向と同じように、確認するためということに。

**伊藤会長** そこを確認する必要がある場合とかにきつとなると思うんですよ。

**武田委員** そこは入念な規定かぐらいの差かなと。場合というのはもうちょっと入念な表現かなと思います。必須の表現ではないかなと。

**伊藤会長** なかなかこういう委員会の席で細かい文言調整をやるというのは非常に難しいところがございます。

**武田委員** それぞれでいっぱい考え方があって、どれだけいろいろ準備したかということにもよると思うんですね。

**村岡委員** それはお任せですね。

**伊藤会長** 確かに色々なご意見が出たところではあるので、私の方からの提案なんですけれども、1回担当課さんと法務課さんの方でその辺もう少しわかりよくなるよう調整をさせていただいてもう1回出すということはどうですか。まあそれだけのために審議会を開くかどうかという問題はちょっとあるんですが。

**三木副会長** いいですかね。通常例えば障害者雇用の問題とかですと、要件に合致するかのためにほぼ必須で出していると思うんですね。ただ今回の件が、現

にないんだけども将来想定しているというところでちょっと話が混乱した感  
があってですね。基本は必要がある場合というのも、そもそもの支援の申請業務  
自体が自ら必要ですと言って申請して当然要件に合致するために必要書類が来  
ますよという前提で動いているものが、まずこの要件のベースだというところで  
整理していただいているのかなとは思うんですね。ただ、今回ちょっとイレギュ  
ラーで、現に発生していないけど将来を想定していますということになっている  
ので、それをデフォルトにあまり考える必要はないかなという気はするので、と  
にかく要件に合致してるかどうかを確認するために必要な時はできますよとい  
うことが明確であればいいのかなとは思っているんですけども。

**伊藤会長** 全部まとめてこうしたらいいよという案のある方いらっしゃいますか。

**三星主事** 一番最後の場合があるという表記についてなんですけれども、委員さんか  
らも出ましたように他の類型との整合性という問題もあるのかなと思ひまして、  
例えば3行目、否かを確認するためとなっているんですけども、先ほど会長か  
ら少しありましたけれど、否かを確認する必要がある場合にというような表  
記にすれば必要な場合もそうでない場合も救えるような形になるのかなとい  
ふふうに考えたんですけども。

**三木副会長** それは私はいいと思うんです。確認する必要がある場合に個人情報  
を収集するということふうに切ればいいのか。最後の必要がある場合があるを  
とってしまつて。

**武田委員** やっぱり難しいので、よく八千代市の例規と整合性を考えながら。する  
場合、ちょっとそこはどうなんだろうかなと思いますね。確認する場合、  
確認するのも大前提というふうに思うんですよね。する可能性があるわけ  
でしなきゃ補助金出しちゃまずいんでしょうね。

**伊藤会長** そうですね。

**武田委員** どういう確認をして、立法趣旨と照らし合わせて財務的な予算と  
整合性をとってやるかということになってくるわけですから、そこは場合  
があるうんぬんというより確認するという大前提なような気もするんで。  
ただ法文に対する色々なニュアンスがありますので、ですからここは  
お任せして、こういうことで担保できるんだっていうことであれば事務  
局と会長さんの方と詰めていただければよろしいかなと思います。これ  
でやっていたら相当色々個人的なニュアンスが

出てきてきりがないと思います。

**伊藤会長** さすがに一任というわけにはいきませんし、答申の方でなんか書いておかないと。一応こうですという案は出しておかないといけないんじゃないですかね。今のお話というのは確かにそのとおりだと思います。ここに必要がある場合ということになってしまうと、逆に必要がない場合というのはあるんですかという話が出てきちゃうのは事実ですね。なので、必要がある場合というのはここではなくもう少し後ろなんでしょうね。確認するために病歴、障害、医師等による指導、診療若しくは調剤、これが要件になっているということなんですよ。

**武田委員** 今会長おっしゃった要件となっているような場合ぐらいのニュアンスということはあるでしょうけど、あとははっきり言いきれない。個人情報をとるということは、明確な意思を示してご理解いただいてとるということが大前提かなと思うんで。

**伊藤会長** そうなんですけど、個々の色んな制度がある中で、ここではこうとってますというのと、とってませんというのとたぶん2つ入ってきちゃうんですね。その時に入っている方だけという意味でその場合という言葉を使えばいいというふうに私の方では解釈しているんですね。

**三木副会長** 今回集めてないものだけど将来的なことを見越して集めますという話でこういう改正案を出していただいているので、将来的なことを見越して要件に合致する場合は出してもらう必要がありますよという趣旨を入れたいのであれば、ちょっと修正が若干必要なのかなと思うんですね。ただ類型を見ると理由・必要性は若干表記のゆれはあるので。1番と2番はそもそも記述の仕方が理由と必要性のところと違うとか。13番もそうですよね。一定の必要性とか要件によって若干表記の仕方が異なっているのは他の部分でもあるので、そこは必要な調整をすればいいのかなと思うんですけども。

**伊藤会長** どうでしょうかね。どう審議会としてまとめるか非常に悩ましいところではあるんですけど。いくつか私が思いつく限りの提案をいたします。一つは実施機関側で新たな文言を調整する。今すぐ改正してくれという話なのかかわからないんですけど、とりあえず今回の事務については一応通したという形になるので、今後備えてどこかのタイミングで改正案を再度提出するというのが一つ。もう一つは、とりあえず審議会としては現状の文言が不明確であるので、明確にする指針は出さないといけないと思うんですが、こういう指針の下に再度文言

を調整されたいという答申を出す。三つ目、改正をやめろという。四つ目、このまま通す。今思いつくのはこれぐらいの選択肢なんですけれど、その他何か選択肢があれば。

**三木副会長** 現状としては諮問事項1であげていただいてこれに答申を出すので類型に入っていないなくても収集は可能ということだと思うんですよね。ただ今後のことを考えたときに、同種のもが出てきたときに個別の諮問をしないで済むようにするにはこっちの類型の方を変えなきゃいけないというご判断だと思うんですね。確かにこちらの類型だと障害に関する個人情報なので、新たに収集するとされた医師等による指示とか診療とか病歴とかについてはこれだと読めないということにはなると思うんですよね。障害に関するという範囲に入っていない限りは。

なので改めて今の段階で類型を広げる必要があるのかということところが一つの判断のポイントとしてはあるかなと思うんですが。つまり今回かなりイレギュラーな話で、一般的な障害者に対する支援の補助金業務の中ではそもそも想定していないものということであれば、こっちの類型はあまりいじらなくていいのかとという気もするんですけども。同じようなものって発生しそうなんですかね。

**小倉課長** 現段階では同じようなもの、ほかの補助金は今のところ想定はしておりません。

**三木副会長** そうすると類型の拡張をしないと業務が回らないような、あるいは新たな事務とかが発生した時に頻繁に何かしなきゃいけないような状態はあまり想定されないと。

**小倉課長** 今のところはそうです。

**伊藤会長** その場合には審議会に諮っていただければになりますね。それでいいというのであれば、審議会の方としては図ってくださいというふうな意見もあり。それが改正しないという結論になるんですけど。いかがですか。ここは本当にご意見かかれるところだと思うんです。それが冒頭申し上げた役割分担の問題なんです。

**村岡委員** 今のお話を伺っていると、諮問の2についてはそもそもなぜかけるのかというところが弱くなってしまっていると思うんですよね。何か狙いがあるってこの類型の変更をしたいということなのかなと考えていたので。そうでもなさそうだということであればこれ無しでもいいんじゃないのという意見が出てくるのも普通の流れ

になってしまうなという感じがします。実は本当はもうちょっと狙いがあったり、されないんですか。もしそういうことがあるのであればそういったことも踏まえて答申をしないといけないと思うんですよね。

**伊藤会長** そうですね。答えありますか。担当課の方から。

**小倉課長** 補助金要綱としてはここだけの部分にはなってくるんですけど、実際に今障害者支援課の方での補助金というのが大人の部分だけなんです。障害者支援課の中では色々な協議会があって、児童の部分、医ケア児っていう支援協議会という部分があって、その中でもこの間の秋に台風とか大雨があったときに、連携が必要なお子さんとかが結構いらっしやると。その方たちが停電になったときにどうするんだという議論を今しているところはあるんです。そうなったときに医ケア児の方でも、実際に入院するとか、例えば避難所に行ったときにどういう状況で電源が必要だとかという情報を得たりすることもあるので、そこも含めて今回のタイプの改正というのも私どもとしてはあったんですけども。それもまだ実際にはそこまではいってはいないところで、災害はいつ起こるかわからない部分ですから考えなければいけないところではあるんですが、先を見越してというのがいいのかわからないですが、先を見越して色々な情報を収集するところがあるので、今回のタイプのところも広げるといういい方にはなるんですけども、今回出させてもらったという考えになります。

**村岡委員** 理解しました。だとするとその辺の前提みたいなものが諮問された段階ではちょっと不足していたのかなというふうに改めて感じました。そのあたりを整理されてから翌年のせられたらいいかなというふうに思いました。

**伊藤会長** わかりました。ありがとうございます。すいませんお待たせしました。

**武田委員** 改正前の9号の雇用等ということで、ある程度の幅を持たせてそこで解釈してこの情報をそのまま改正せずにという考え方もあるということなんですけれども、やっぱりこの類型の一覧表をつくるということは、市が個人情報の収集するということに対する説明責任ということを考えて場合、ここ等に入っていたのねということで実際とられるんだというのは納得するかと。もちろんほとんどの人は言わないと思います。ただやっぱり、ある程度個人情報ということに対して意識を持たれる方だったら、そういうふうに読み取れるの、そこまでこれで読んじゃうのということを考えると、やっぱり整合性を保ちつつ、新9号の方への改正について検討して。やっぱり取られる側に対してどう説明する、そこがま

あポイントだと思うんですね。ご納得いただいて、個人情報をしっかり使わせていただいていますと。個人の福祉の増進に寄与していますよということが大事なサイクルですから、そこへのステップとして出てくるということを考えると、やっぱり色々とお時間かかると思いますが、整合性をとると。どこまでの幅をもたせるかによって各号にも色々影響が出てくるかもしれませんね。これとこれをまとめているとか、これはまとめすぎとか、これは単発だったとか。そこを整合性として切り分けてご検討いただくのがいいかなと。

**伊藤会長** 武田委員のお話、基本的には改正方向というのは一致していて、あとはタイミングの問題で、少し練ってくださいというのが村岡委員の先ほどの説明で、武田委員の方としてそこをどれくらいのタイミングでお考えになっているか。今日ここで決めてくれの話なのか。

**武田委員** それだったらだいたい予定としてどうなのかと。そんなこと言うのも大変申し訳ないんですけど、やっぱり申請ありそうな場合ちゃんと受け皿を作っておきたいと。ここでやっていますと。後で直して実はこれになりましたということもなんとなく泥縄みたいですから。ある程度予定されているのであればなるべくその予定に合わせて準備をして、一連の補助金の規則、要綱、それとそれに対する要件としての個人情報の3点セットでちゃんと申請者若しくは個人情報を提供いただく方にご説明できる体制をとっておく必要があるかなと思います。

**中臺委員** 今回指示書を提出してもらおうということがあつての改正じゃないですか。だったらそれはセットでやっぱりやらないと。結局その指示書という、医療行為だけでなくこの病歴というふうにありますけど、指示書がどういう形のものか私はわかりませんが、医療行為とか指導とか調剤に関する情報というのは病歴に比べれば軽いものだと認識しているんですけども、あえてここに病歴まで入れるということは指示書に病歴も書かれる可能性があるということですよ。そういった病歴とかかなり重度のセンシティブ情報が入る指示書を収集するのであれば、やはり同じタイミングでこの改正はしなくちゃいけないんじゃないかと個人の意見では思うんですけど。

**伊藤会長** 諮問事項1と2というのは論理的には実は関係がなくて、1だけを個別に通してしまえばあえて2を改正する必要があるかということと必ずしもないという関係にあるということは一応確認をさせてください。ただ、ご説明いただいたとおり、タイミングとしてやっぱりいつがいいのか、今がある意味最適な時期であるというのは一つのご意見としては十分に成り立つものです。

三木副会長 将来発生する個人情報取扱事務を想定してどうするかという議論はすごくしにくいというのは確かだと思うんですね。なので、今回個別の案件の諮問を答申すれば当面問題ないという状態なんですけれども、実際に業務として典型的に発生するまでの間にもう少し整理をしたうえで、変えるのであれば変えた方がいいのかなという気がしています。例えば障害児に対する支援を拡充するといったときに、どういう支援の範囲になるのかによっておそらくここで書くべき必要性が変わってくると、また変えなくてはいけないという話になってくるかと思うので、ちょっとそこは丁寧に整理したうえでやった方がいいのかなという気はしています。

伊藤会長 事務の範囲なり、なんでいるのかなり、どんな情報なのかなりというところの整理をもう一度一つ一つ丁寧に書き加えていった方がいいだろうと。そのためにはある程度時間が必要になってしまうということにはなるのかなとは思いません。

三木副会長 なのでこれだけのために会議を開くというわけにはいかないと思うんですけれども、例えば次回の会議に併せてもう1回出していただいてもいいのかなと思いますし。とりあえず業務上差しさわりのない状態にはこの審議会で答申をすればなるかとは思いますが、当面の手当はできる。ただ将来的なこととか業務類型としては発生が十分に想定される、現に発生しているということであればそれをベースに類型化しておくことによって、少し運用上の負担を減らすということとはできなくはないと思いますので。それも一つの方法かなと思います。

伊藤会長 若干変則的ではありますが、この案件に限っては期日を次回ということにして継続審議にするという方法かと思います。いかがでしょうか。今変えちゃおうという方がどれくらいいらっしゃるか。

(意見なし)

伊藤会長 なければ時間の関係もあるので、ご意見あるかと思うんですけれども、これからおそらくいろんなものが出てこようかと思うので、次回の期日設定があった時に、その時までにとりあえず庁内で議論まとめていただいてももう少しこういう理由でという文言の説明をしやすいような形で提案するという方向で。一応改正はするという形で進めてもらうということよろしいでしょうか。

(異議なし)

**伊藤会長** はい。時間長くなってしまって申し訳ございません。では議題2は以上にさせていただきます。お疲れさまでした。

**米ノ井主幹** それでは議題2の関係職員はここで退席させていただきます。

(障害者支援課職員退席)

**伊藤会長** それでは議題3の方に移らせていただきます。担当課の方からご説明をお願いいたします。

**渡邊課長** はい、商工観光課長の渡邊と申します。

私から、地域ポイント制度「ちばシティポイント」実証実験に係る通信回線オンライン結合について説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、オンライン結合とは、ご案内のとおり市が保有する個人情報を、パソコンの通信回線を通じて、外部の者がいつでも必要なときに入手できる状態にするものをいいます。

紙媒体でのやりとりや電子媒体での持ち込みなどと違い、相手方の必要性により個人情報に対して随時アクセスすることを可能とし、かつ、不可視的な状態で提供することになるため、市と外部の者との間でのオンライン結合は原則として禁止されております。

例外として、法令等に定めがある場合、又は当審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認められる場合は除くとしております。

今回の事案は、オンライン結合の例外規定である八千代市個人情報保護条例第10条ただし書のうち第1号の「法令等に定めがあるとき」には該当しないことから、第2号「本審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき」の規定に基づき、委員の皆様からご意見を伺うものでございます。

それでは、早速ですが、ちばシティポイント実証実験におけるオンライン結合について、お手元の資料1-1に沿って説明をさせていただきます。

1の諮問事項ですが、地域ポイント制度「ちばシティポイント」実証実験を千葉市と共同実施するあたり、ポイント管理システムを共同運用し、参加者の個人情報を千葉市と共有するものでございます。

2のちばシティポイント管理システムの概要の前に、ちばシティポイントがどういった事業か分からないとイメージが掴みづらいと思われるので、先に

4の結合の条件等の方でちばシティポイントの概要、実施の経緯等を説明させていただきます。

4の(2)をご覧ください。

ちばシティポイントの実証実験の実施に至りました経緯及び結合する理由でございますが、商店街などの商工振興策について、地域ポイント制度の活用を検討する中で、八千代市とイオン株式会社との間で昨年3月に締結しました「地域連携協定」の一環として、ICカードを活用した地域振興に関し連携していくこととし、電子マネーカードでございます、ご当地WAONカード「やっちWAONカード」が発行されました。

千葉県におきまして、平成30年7月から令和2年度までの3年間の期間とした、ご当地WAONカードを利用した地域ポイント制度である「ちばシティポイント」の実証実験を実施していることから、共同で実施することにより、システム運用等に係る経費が削減できるとともに、参加する市民の利便性の向上を図る観点から、本市でも「やっちWAONカード」を活用した、地域ポイント制度の実証実験を千葉県との共同により昨年10月15日から開始したところでございます。

本市では、現在、商業等の活性化の促進、ひいては地域の活性化につながるものとして、商工観光課が所管する各種セミナーや催事などのイベントへの参加者に対し、インセンティブとして地域ポイントを付与しておりますが、千葉県が行っております実験結果を共有することで、幅広い分野に関して地域ポイント制度によるインセンティブ効果を測ることができるものと期待しております。

この実証実験の効果検証等を踏まえ、その後の方向性について決定することとしております。

この制度は利便性の高い仕組みを構築しておりまして、千葉市の「ちば風太WAONカード」や八千代市の「やっちWAONカード」を活用して、対象事業への参加で地域ポイントが貯まり、貯まった地域ポイントを京成バラ園の入園券や千葉県動物公園のチケットなどの特典品や電子マネーのWAONなどに交換することができます。

また、行政だけではなく、民間企業もポイントを発行することができる仕組みとなっており、八千代市及び千葉市内のイオンのショッピングモールに来店すると、来店ポイントとしてちばシティポイントが付与されるという取組も行っております。

なお、ご当地WAONカードはイオン各店で利用額の0.1%がそれぞれ千葉市と八千代市に寄附される仕組みになっております。

共同実施に当たり、参加者が本人のポイント履歴等について、事務局が運営するコールセンターではなく、市に直接問合せがあった際に、八千代市ポイント発

行事業分、千葉市ポイント発行事業分を合わせて答える必要がございます、このため市がポイント管理システムにログインし、参加者情報やポイント履歴等の閲覧、また必要に応じて事務局にその修正等の入力を依頼する必要が生じました。

共同実施のイメージでございますが、基本的には可能な限り相互利用ができるものとして構想しております。

例えば、事務局、ホームページ、ポイント管理システムについても両市で共同運営しており、千葉市民及び八千代市民のどちらの市民も参加ができます。また基本的には千葉市民が八千代市の対象事業、八千代市民が千葉市の対象事業に参加することも可能な仕組みとなっております。

貯まったポイントの交換も、千葉市の特典品、八千代市の特典品、又はWAO Nポイントなど、好きなものを選ぶことができます。

したがって、この結合につきまして、千葉市、八千代市だけではなく、利用者にとっても非常に利便性の高いものでございまして、八千代市個人情報オンライン結合基準第5条に定める必要性に関する基準を満たしているものと考えております。

次に、(3) 提供する個人情報の対象者の範囲でございますが、こちらはちばシティポイント実証実験に参加し、参加者情報の登録を行った者が対象でございます。

実証実験参加に当たりまして、参加者識別番号のみ初回自動登録となり、その他の参加者情報は、その後参加者の任意で登録いたします。

少しわかりにくいので補足させていただきますと、ポイントを貯めるには、番号情報のみが登録されていればよいのですけれども、実際にポイントを利用する際には、チケットの送付等で必要となるため、インターネットあるいは参加申込書を提出いただき、氏名や住所などの参加者情報を登録いただくというところでございます。

(4) 結合の条件ですが、ちばシティポイント管理システムは、委託先のフェリカポケットマーケティング株式会社が提供するASPサービスを利用し、千葉市、八千代市及びちばシティポイント事務局がインターネットを通じてシステムにアクセスします。

続いて、2に戻りまして、ちばシティポイント管理システムの概要をご覧ください。

このシステムは、ちばシティポイント実証実験の実施に当たり、運用管理、データ蓄積を行うためのシステムであり、参加者情報やポイント履歴等を保存するものでございます。

この情報は、八千代市及び千葉市がフェリカポケットマーケティング株式会

社に運営委託を行っているちばシティポイント事務局が管理しています。

保存される情報は、枠線の中の部分でございますが、一つがポイント情報、もう一つが参加者情報で、こちらは氏名や住所、生年月日のほか、資料に記載のとおり情報でございます。

補足でございますが、本システムは、住基ネットなど他のシステムは接続していないため、保存されている個人情報全て本人の申請によるものでございます。

ここで資料1-2をご覧ください。

こちらが今説明した情報の流れを図示したものでございまして、矢印が情報の動きになります。

図の中央にあります、ポイントパックに全ての情報が集約される形となっております。千葉市の端末、八千代市の外部PC端末から閲覧、及び事務局の端末から閲覧や修正ができることとなっております。

左下に記載しておりますちばシティポイントのホームページを利用し、参加者の方は参加者情報の登録や登録したパスワードを使いまして自分のポイントの履歴を見ることができます。

その右側の専用端末でございますが、左側のスマートフォン型の端末はセミナー会場などに持ち込みまして、こちらにカードをかざすとポイントが付与されます。

タブレット型の端末は市役所商工観光課と千葉市の各区役所の窓口に設置しております。主にパソコンやスマートフォンをお持ちでない方がこの端末で履歴情報などを確認できるものでございます。

右下に記載しております他システムについては、WAONポイント等と連動しておりますが、参加者情報のうち番号情報のみが連携しており、その他の個人情報については他のシステムには流れない仕組みとなっております。

続きまして、個人情報の保護措置につきまして、資料1-3をご覧ください。

相手方の対応措置に関する基準でございますが、この下の表に、左側に千葉市、右側に八千代市のそれぞれ個人情報オンライン結合基準を掲載してございます。

個々の項目について説明は省略させていただきますが、千葉市においても、八千代市とほぼ同様の規定となっておりますため、千葉市においても個人情報保護のための制度が整備されていると認められると考えております。

なお、事務局運営に関する業務委託において、両市ともに個人情報取扱特記事項を定めております。

以上のことから、こちらの基準も満たしていることを確認しております。

裏面をご覧ください。

実施機関が講ずる技術的措置に関する基準でございますが、こちらはオンラ

イン結合を行うことにより、個人情報の改ざんなど、危険が生じないように、適切な措置を講ずるということになってございます。

1の不正アクセスの排除に関する項目につきましては、技術的措置の部分では、システム構成、アクセス権限の管理、システム監視及びウイルス対策それぞれにおいて記載のとおり適切な処置が講じられているものと考えております。

2の障害時の予防、回復に関する項目につきましても、障害やネットワークの停止又は停電などからの保護、データの復元、障害が発生した場合の復旧体制の整備、それからバックアップ情報の復元の保証につきましては、それぞれ記載のとおり、適切に措置が講じられていると考えておりますので、技術的措置に関する基準に関しても基準を満たしていることを確認しているものでございます。以上の個人情報保護措置につきましては、法務課情報公開班、情報管理課にて確認していることを申し添えます。

最後になりますが、今回、運用開始後に八千代市個人情報保護制度運営審議会へ諮問することになった経緯についてご説明いたします。

個人情報の収集等は共同運用の委託先であるフェリカポケットマーケティング株式会社が行っており、八千代市・千葉市のそれぞれが保有する個人情報ではなく、よって、八千代市が保有する個人情報の提供には該当せず、オンライン結合に該当しないと解釈し、事業を開始したところでございます。

その後、千葉市より連絡がございまして、千葉市・八千代市は直接個人情報を入力等していないものの、業務委託に基づき、フェリカポケットマーケティング株式会社が行っている行為は、千葉市・八千代市がそれぞれ行っているものと考えられ、それぞれが収集した個人情報を共有化し、オンラインで結合できる状態であるため、オンライン結合に該当し、審議会報告をすることとございました。

千葉市からの連絡後、法務課情報公開班に情報共有、協議した結果、改めまして、八千代市におきましてもオンライン結合に該当するものと判断し、申し訳ございません、今回、事後ではございますが諮問することとなりました。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**伊藤会長** 補足で一点だけお願いしてもいいですか。今回、オンライン結合をやりたいんだけどもという諮問に係るオンライン結合というのは、資料1の2でいうとどの矢印になりますか。

**渡邊課長** 実際にはASPサービスということで、データの管理についてはフェリカが管理するシステムなんですけれども、それを八千代市と千葉市お互いが見に行

くことができると。資料1の2の真ん中の部分と右側の千葉市CHAINSチェーンズ端末，それから八千代市外部PC端末の部分を指しております。

**村岡委員** それがオンライン結合だと判断されたということなんですか。

**伊藤会長** まあ当初はしていなかったんだけども。

**村岡委員** なるほど。あらためて。

**渡邊課長** 千葉市の事例等も参考に，グレーではあるけれども該当ということでいったん判断を出しました。

**村岡委員** 続けて関連するところなので質問していいですか。いわゆるデータ自体はASP側に保持されているわけで，八千代市が保持している個人情報オンライン結合されているわけではないという理解でいいでしょうか。

**渡邊課長** 少なくとも市側のPCなりにデータは保存されていません。

**村岡委員** 八千代市の外部PC端末というのは職員さんが使われてる端末ということでもいいんでしょうか。

**渡邊課長** そのとおりです。

**村岡委員** ちなみに接続する端末の在り処といいますか，使う皆さんは特定の方でしょうか。例えば商工観光課さんのみということなんですか。

**渡邊課長** そうです。

**村岡委員** 説明していただいたかもしれないんですけども，このASP側のデータを読みに行くケースはどういうケースなんですか。

**渡邊課長** 実際には運営委託をしている中で，参加者の方からの問合せというのは基本的にはコールセンターに行きます。そうでなくて，直接市に問合せがある場合，先行して実施している千葉市側ではそういう問合せがままあると伺っております。参加者から自分のポイントの履歴等を教えてもらいたいんだけどもという問合せがあった場合に，システム上で確認する必要があるということでご

ざいまして。

村岡委員 大変ですね。それやるんですか。

渡邊課長 実際には現在のところ本市にはそういった問合せは来ておりません。

村岡委員 一応質問は以上です。今の段階では。

伊藤会長 他に千葉市側が八千代市の提供した個人情報を取得する場合はあり得るんですか。

渡邊課長 八千代市が提供するという表現がそもそもどうかなという部分もあるんですけども。

伊藤会長 いずれにしても八千代市がアップしている情報を千葉市が引っ張るからオンライン結合という、とりあえず無理やり解釈するとそうだっていう理解ですよね。

渡邊課長 個人情報の登録というのが、原則個人がパソコン等のインターネット回線を通じて登録します。なのでそれを使えない方が紙で提出する申請書がございまして、それを事務局に出すんですが、便宜上は市でいったんお預かりをする場合がある。それを事務局に届けて事務局側で入力をするということなんです。

三木副会長 八千代市とか千葉市側でデータの変更をする権限がないという理解でいいんですか。

渡邊課長 基本的には直接変更ということにはできないですね。

三木副会長 権限がない端末で確認だけができるという状態ですか。

渡邊課長 不備等が見つかった場合には事務局に修正をお願いしますというような連絡をすることになります。

三木副会長 そうすると専用端末で見られる情報と同じものを見ているという理解でいいんですか。それとも少し違う情報が付加されたものを確認しているんですか。このフローで言うと、ポイントがどれくらい貯まっているか個人ごとに確認で

きることとなりますよね。それと同じ内容を確認できるということなんですか。それとももうちょっと付加された情報が確認できるんですか。

**渡邊課長**      こちらから見れるものとしては、いわゆる個人情報、氏名、住所、メールアドレスであるとかそういったものが確認できます。本人の方もポイントの履歴、登録情報を確認することができます。

**三木副会長**      ほぼ同じ情報を見ていることになるんですかね。

**渡邊課長**      実際的には同じかと思います。

**三木副会長**      結局、八千代市の側からも千葉市の住民が教えてと言った時には確認ができる状態であると。自治体の区分によって権限が分かれているわけではないということですね。なので結局つながっている状態に形式にはなってしまうということですね。

**渡邊課長**      共同運用という仕組み上、ポイント付与もそうなんですけれども、八千代市の住民が八千代市に、千葉市の住民が千葉市にという手続きを全てやっているわけではないということなんですけれども。

**三木副会長**      ただ業務委託なので、勝手に集めていますというわけではなくて、個人情報の収集も含めてこの会社に委託をしている状態ですよ。

**渡邊課長**      いわゆる共同運用というかたちを取っておりますので、もともと千葉市が運営委託をしていたものについて、人口按分で費用を負担するというかたちで八千代市が参加することになりました。発注する市側も、本来であれば三者契約というかたちを取ればよかったですけれども、それぞれが契約しているというかたちになっております。

**三木副会長**      データそのものはASP側で保持していて、特に市の側で独自利用とかを予定しているわけではないんですよ。

**渡邊課長**      はい。

**三木副会長**      例えばその対象となるイベントがあった時に、対象者に対してこういうイベントがありますよ、という案内を配信するみたいなこととかは、特にしていな

いのですか。

**渡邊課長** 行っておりません。

**三木副会長** そういうことも将来的にはする予定はないんですか。

**渡邊課長** 将来というのは、そもそものところで、来年度までの実証実験ということで、現在のところ考えておまして、その後のことはまだ、その結果によってということと考えておまして、直近で八千代市側からご案内を出すということは考えておりません。

**三木副会長** ただ、ASP側もやるとすれば委託なので、もちろん市の側から依頼を受けてやるということではできないということですよ。

**渡邊課長** はい。

**中臺委員** ちょっと確認させていただきたいんですけど、今回審議会で諮っているその理由というか、結局その市側が通信でポイントパックの情報を見るから、今回の審議会で諮っているのか、共同事業だから審議会で諮らなければいけなくなったのか、どちらなんですか。

**渡邊課長** 強いて言いますと、共同運用する前に千葉市だけ実施していた情報について、八千代市が見ることも可能だということもありますけれども、共同運用が前提でこういった仕組みを作っておりますけれども、それぞれが情報を見ることができるところで、今回諮問させていただいております。

**中臺主事** ちょっとよくわからないところがあるんですけど、その業務委託されてお任せしているわけですよ、で、市役所側がその住民の対応をする、直接データを見に行ってする必要がどれだけあるのか。結局お金払って業務を委託しているのに、その業務の一環を市側で担っているわけですよ。その問合せがあった時に、フェリカ側にポイントの方の事務局に行ってくださいというご案内では足りないということですか。

**渡邊課長** 現実論といたしましては、八千代市への問合せというのがこれまで2件程度で、ポイント履歴等に係るものではなかったということで、そもそも見てはいないんですけれども、その際にもコールセンターへの連絡をご案内いたしました。

伊藤会長 今後ポイント等に関する照会が市になされた場合に市の方で、すみません、コールセンターの方へお願いしますと言って、カチャッと切れないですか、というご質問ですよ。

中臺委員 そうです。それをやれば今回この審議が必要ないのであれば、そこがちょっとよくわからなくて。

渡邊課長 現実的にはコールセンターへのご案内ということも可能かと思います。

伊藤会長 ただ、千葉市側が見ちゃうと駄目なんですよ。

中臺委員 千葉市側ではそういう対応をしたいから、八千代市もということなんですかね。

渡邊課長 千葉市側ではこれまでも、そういった問合せ受けているということでございました。

三木副会長 千葉市の側は平成30年からやってるんですよ、その時点ではオンライン結合とみなしてなかったのが、共同運用になってからオンライン結合とみなす、というふうに判断したという理解でいいですかね。

渡邊課長 そうですね、今回オンライン結合というのが、千葉市と八千代市との間での結合でございますので。

三木副会長 そうですよ。

武田委員 オンライン結合の根拠としては、この八千代市外部パソコン端末、ここがつながっちゃっているよということですね。

渡邊課長 はい。

武田委員 情報というのは市が独自に行政必要上に収集した個人情報ではないんですよ。基本的にはご本人が、場合によっては八千代市の住民の方、もしパソコンでやるとなると、自分のインターネットだけでしょうか、それとも市の外部端末みたいな、端末を置いているところからやるようなこともあるんでしょうか。

渡邊課長 それはないですね。

武田委員 ないですね。ご自身がインターネットの、自分のを使ってやるということですね。

渡邊課長 インターネット使えない方は、紙ということです。

武田委員 紙ということですね。ただそれを届けるという便宜的なことをやってるという。ただ、本来的な結合の想定とはちょっと違ってることは、悩ましいかなと思いますね。ただこのスキームというかフレームからいうと、やっぱり行政が絡んでるだろう、ということで何か事故、ここですよね、事故あったらどこに文句言うかという、市が受けて立つ立場なのか、特に問題はフェリカという業務委託先が色んな場面で逸脱した行為を行ったような場合、どう責任があるの、というところだと思うんですよね。本来ですと市の情報取って外部委託をして結合して、簡単に言えば市民税か何かの処理ですよね、あれが一番わかりやすい、もろに市民情報を住基システムから出していっちゃう、これはもう典型、でもこれはちょっと違いますよね、市民個人が寄せたものをこのフレーム市民の利便性ということで、イオンさんという企業さんの社会的影響を踏まえて、千葉市もやっています。で、非常にリンケージが近いんで、やっていますと。ということであるんで難しいですよね。ただやっぱり、外部パソコンが絡むと悩ましいけど、ここが外部結合と見て、諮りましょうかということですよ。

渡邊課長 そのとおりです。

武田委員 千葉市もその部分ですかね、判断は。

渡邊課長 そのように理解しております。

伊藤会長 ちょっとよろしいですかね。事前に私の方がうかがったところでは、結局そのポイントパック、フェリカというところが、八千代市と千葉市との間での情報収集に関する委託契約を締結しているんですね。で、この委託に関しては、個人情報保護条例の13条に条文があるんですが、それとは別にこの契約の性質論として、通常委託って何をやるかという、市の事務を他の人にやってもらうということなんです。先ほどのご説明の中にもありましたとおり、千葉市の考え方としては、自分がフェリカにやらせているのは千葉市の事務である。だから、フェ

リカに仮にやってもらったとしてもその個人情報の収集は、千葉市による収集であると理解したらしいです。それを八千代市に話として持ってきて、だから八千代市さんの個人情報の収集でいいのかな、提供なのかな、そのフェリカの事務が八千代市さんの事務だから、ここから千葉市との間でオンライン結合するということはすなわち、八千代市が千葉市とつなぐことなんだと。だから、審議会に諮った方がいいですよ、という話の流れらしいんですよ。この解釈が正しいのか間違っているのかというのはあるところで、実はこの制度が個人情報保護法に無いんですね。なので、国法に基づく解釈ができないので八千代市で独自に決めるしかないんですね。非常に厄介なお話になっていまして。

三木副会長 国法は関係ないですよ。

伊藤会長 そうなんです。

三木副会長 一択なので。条例の問題ですよ。

伊藤会長 そうなんです。特にオンライン結合に関しては、条例独自の話なので。

本多委員 すみません、これは実証実験に参加しているわけですから、結果のフィードバックがあるはずですよ。結果のフィードバックを受けて、どう利用しようと考えていらっしゃるでしょうか。例えば、千葉市の皆さんはやっぱり動物園に行くのかな、とか八千代市にもバラ園に来てくれるのかなとか、そしたらもっとどっちにマーケティングかけようかなとか、それともどっちにも来なくてWAONポイントばかり集めちゃう人が多かったのかなとか、そういうところで今後履歴とか使うのではないかな。

渡邊課長 将来的にそういったところも想定はされるかもしれないですが、今の実験としては地域ポイント制度、これがいわゆるインセンティブとして効果があるんだろうか、というところが主眼でございまして、マーケティング的なところは、将来さらに続けていく中でそういったことも出てくるかもしれませんが、現状ではそこまでは考えていません。

三木副会長 結構おっしゃったこと重要だと思うんですけども、例えばこの契約の中に、これ実証実験なので期限付きですよ、終わった後にそのデータについて何か、例えば市の側に納品をすとか、あるいはその実施報告書等で統計的な情報だけで、いわゆる個人データはもらわないことにしているのかとか、そのへんはいかがな

んですか。

**渡邊課長** 現在のところでお話しますと、毎月実施状況といったものは報告がございます。それは統計的なもので、先ほどお話のありました、こういったものに交換されているとか、こういったイベントにポイント付与がどれぐらいあった、であるとか、そういったものの報告は受けています。

**伊藤会長** 個人情報に含まれていない。

**渡邊課長** 個人情報は、千葉市を含めて申しますと、個人情報そのものが、今参加者が2万人強おりますので、その都度個人情報を紙等で提供いただくことはないですね。

**三木副会長** 統計的な情報をいただいていると。それは、終わった後も特に委託先が保有している情報を受け取るという契約にはなっていないと。

**渡邊課長** 現状その実証実験の先を、本稼働という形にする場合もございますし、そこで終わりという判断もまだされておりませんので、具体的にデータをというのは明確化はしていなかったです。

**三木副会長** 特に契約書の中には入っていない。

**伊藤会長** 終了後の措置ははっきりしないんですね、その情報の取扱いに関しては。

**渡邊課長** 少なくとも千葉市側からうかがっているのは、できれば続けていきたいという意向が強いので。

**伊藤会長** まあそりゃそうなんでしょうけれども。

**渡邊課長** 仮にそこで止めるということになりましたら、契約もしくは覚書等、そのデータの取扱いについては別途必要かと思います。

**三木副会長** ただ基本的には、委託をしているとなると市の事務事業になるので、それとしたら利用目的みたいなものが設定されていないと、どんなことにもできませんって話にはなってしまうので、そちらのほうをオンライン結合とは別にしっかりしていただく必要があるのかなと。

**渡邊課長** もう一点ございますのが、八千代市の委託分、千葉市の委託分というその参加者の色分けが今無い状態でございます、仮に八千代市だけがやめてもその情報は、千葉市側の参加者情報として残るかたちになってしまいます。

**三木副会長** そういう意味では、結合というよりは共同利用みたいな、共同運用ってやつですよね。

**伊藤会長** 共同運用プラス委託っていう話ですね。

**三木副会長** その利用目的の部分は、そもそも現段階ではっきりさせておかないと、本来条例上はできないことになっているので、そこは何か出しているんですか、取扱い事務の届出とか。

**三星主事** 個人情報取扱事務登録簿の届出についてはいただいております。

**三木副会長** そこはどういう目的になってるんですか。

**渡邊課長** 規約の中に個人情報の取扱いについて書かれているところがあるんですけども、その中では、ポイント交換品の送付であるとか、キャンペーン情報のお知らせ、現時点でお知らせはしていないんですけども、そういうもので個人情報を集めるということで、規約があります。

**三木副会長** 登録はそのようにされているということですよ。

**伊藤会長** 登録簿は何て書いてありますか。

**星主事** 目的としましては、千葉市が実施している地域ポイント制度実証実験に参加することにより、地域の活性化を推進するため、ということになっております。

**伊藤会長** 制度実施の大きな目的のところ。

**三木副会長** 大きな目的でしたね。それは事務の目的なので。

**伊藤会長** 個人情報収集の目的だともうちょっと小さいんじゃないですか。

三木副会長　でも書式的に事務の目的になっているってことですね。はい、わかりました。

伊藤会長　なるほど。

三木副会長　でも契約上外に出しているんだったら、こちら側の利用目的の中にちゃんと書いてあった方がいいのかもしれないとは思いますが。

伊藤会長　とりあえずご意見として、通すか通さないかって話なんです。疑義のある方、はいどうぞ。

中臺委員　例えば、通さなかったらどうなるんですか。千葉市との関係もあると思うんですけど。

渡邊課長　現実的にはもう実施をしてしまっているところもございしますが、考えられるものとしては、こちらからは見えなくするくらいだと思うんですけど。

伊藤会長　向こうに見せちゃいけないんじゃない。

渡邊課長　ただ千葉市側からは見えちゃうので、そこらへんをどうするかというのが。千葉市側の審議会の規定上、事後報告ということになっていまして、向こうは通す通さないというかたちではありません。

三木副会長　報告事項で諮問事項じゃないってことですね。

伊藤会長　だから通さないとたぶん契約解除して全部リセットってかたち、やめなさいってかたちになってしまう。

渡邊課長　そうした時に、八千代市の分という情報がそもそも明確化になっていないので、何を止めるかというのが。

武田委員　そこがね、八千代市の情報の明確になっていないところで、その審議をするっていうのもまた悩ましいところですよ。本来そこは明確になってからこそ、じゃあ我々はこのところをどうしましょうかというところですけども、そこはわかっていないと。だから非常にこれは難しいですよ、はっきり言って。

伊藤会長　やっちWAONだけ削除みたいな話になるんですかね。

**渡邊課長** ただ実際には、千葉市の事業に参加する場合に、風太WAONだけじゃなくてやっちWAONで参加することができるので、やっちWAONを持っているからといって八千代市の参加とは言えない。

**三木副会長** 別に住民を要件にして配布しているわけじゃないって話ですよ。

**渡邊課長** はい、住民要件はそもそも無くて、もっと言うと千葉市民、八千代市民でなくても参加が可能です。

**武田委員** あと心配されるのは、このフェリカというところの信頼性ですよ。今色々出てるじゃないですか。みんなそれぐらいの会社なんですよ、香川県だって何だって。だからそれがそのあと、はいいただきました情報ということですね、そういうところはもう十中八九ないとは思いますが、でもないと思っているところはみんなあるということなんでね、それをどういう風に委託などでしっかりと押さえていくか、まあ付属品的な部分もあるので難しいんですがね。

**伊藤会長** はい、その他ご意見、切羽詰まった状態でご判断を求めるのは大変申し訳ないんですが、とりあえずこの諮問に対して異議のある方、通すは通すでいいですか。

**村岡委員** これは答申書案はまだ無い状態なんですね。

**伊藤会長** ありません。たぶんそのオンライン結合基準の充足性とかですね、一応書いていかないといけないので、あとは事業の目的なんでしょうね、10条か。特に必要があると認めるときなんですよ。この事務やるうえでは、これはやらざるを得ないのでそういう意味では特に必要があると認めるときにはなると思うんですが。

**武田委員** そもそも論として、地域の活性化とか市民の利便性ですね、今商工会議所さんもありますけど、ちゃんとそういうところにもお話しはいつてる、本来は市内商工業者の活性化とかいうのもあるわけですね。ある意味じゃ本当に日本全体で影響を及ぼすイオングループのあれを拝借するというかたちですよ。セブンアンドアイグループだってあるし。これが公正公平な行政っていうとそこはあると思うんですが。ただそうは言いつつも、持つ影響力とか利便性も市に対するプラスアルファの部分があるだろうということで、ご案内してと思うんですけどね。そこはやはり実証実験の中でしっかり見ていただいて、本来的にはやっ

ぱりその地域商工業者さんとどう折り合いをつけていくかということですよ。

**三木副会長**　ちょっといいですかね、すみませんそろそろ時間的に限界にきているので、最後までいられるかわからないので意見を申し上げますと、通常オンライン結合って市が自ら持っている情報を結合するという前提で要件を定めているところが、たまにこういう状態は想定していないってなると思うんですね。あともう一つは、かと言って今のような社会状況の中でそれだけにこだわっていると、なかなか上手くいかないというのが今回のお話なんだと思っています。今回の件については、市が自ら持っているものを提供するというよりは、住民の皆さんが自分でポイントカードを持ちたいというのと、サービスに参加するというボランティアな意思で自ら登録されている情報であるということもあるので、実証実験はもう始まってしまっていて、始まっているから仕方がないという判断の仕方は良くないんですけども、事案を考えれば重大な権利侵害行為とかが発生するような状態ではないと思うので、よろしいかなとは思うんですね。ただ、これが本格稼働になった時は、もうちょっと整理した状態で、利用目的とかも含めて、どういうふうに市がこの情報を使うのか、使えるのかということも含めて、もう一度こちらに持ってきていただくということを条件にすればよろしいかなと。事業が仮に実証実験の段階で終了した場合に、そのデータをどうするかということについて、今の想定と異なる状態があるんだとすれば、諮問の対象にはならないと思うんですけども、ご報告をいただくと大変ありがたいなというのが個人的な意見ではあります。

**伊藤会長**　ありがとうございます。答申としては、実証実験に限っては公益上特に必要があると認められるという意見を書きましょう。意見として実証実験後の本格運用に当たっては、再度審議会に諮ってほしいと。なおかつ実証実験で終わる場合に関しては、その情報の取扱いに関して審議会へ報告をするとともに、委託契約における情報の取扱いについて明確な処理をしていただきたい、というような内容になるだろうと思います。とりあえずこれを骨子としてよいか、あとは何か加えるものはあるか、全然違う方がよいか、いかがですか。すみません、こんなやり方で。

(意見なし)

**伊藤会長**　では、以上を骨子としまして、事務局と相談して答申案を作成してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

伊藤会長 バタバタで申し訳ございませんが、審議は以上です。

米ノ井主幹 ありがとうございました。これもちまして、八千代市個人情報保護制度運営審議会を閉会したいと思います。本日はお忙しいところ長時間にわたりありがとうございました。